

# -国立研究開発法人産業技術総合研究所-

## 国立研究開発法人産業技術総合研究所が保有するなどしている土地の利用状況について(国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長宛て)

九州センターにおいて佐賀県から賃借している土地のうち、有効に利用されていない土地を	
賃借しないこととすることで節減できた賃借料(1)(支出)	2984万円
保有している土地のうち、北海道センターにおいて有効に利用されていない土地に係る	
帳簿価額(2)(収入支出以外)	2億0415万円
(1)及び(2)の計	2億3399万円

### 1 研究所が保有するなどしている資産等の概要

#### (1) 研究所における保有資産等の概要

国立研究開発法人産業技術総合研究所は、平成13年4月に旧工業技術院の15研究所と計量教習所<sup>(注1)</sup>が統合されて設立された独立行政法人であり、東京、つくば両本部のほか、国内に11研究拠点を設置するなどして研究を実施している。

研究所は、実物資産として、土地(帳簿価額(令和元年度末現在。以下同じ。)計1086億8777万円)及び研究施設等の建物(帳簿価額計1148億4717万円)を保有しており、そのほとんどは、研究所が設立された際に、研究開発活動に必要な資産を国からの現物出資として承継したものである。また、研究所では、必要に応じて、承継した建物の敷地となっている土地を賃借している。

(注1) 11研究拠点 北海道、東北、つくば、柏、臨海副都心、中部、関西、中国、四国、九州各センター及び福島再生可能エネルギー研究所

#### (2) 施設整備計画等の概要

研究所では、「第4期中長期計画」において、施設及び設備の効率的、効果的な維持・整備を行い、老朽化によって不要となった施設等について、計画的に閉鎖して解体することとしている。また、研究所の建物等の老朽化が進んでいる一方で、国から措置される予算は減少傾向にあり、限られた予算の中で効率的、効果的に施設の維持・整備及び老朽化対策を実施するために、研究施設等を集約化するなどして老朽化した研究施設等を計画的に閉鎖して解体し、総延床面積の縮減を図っている。

#### (3) 保有資産の見直しと不要財産の処分

独立行政法人は、独立行政法人通則法の規定により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産を処分しなければならないことなどとなっている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、独立行政法人の保有する施設等について、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫に納付することなどを掲げている。

### 2 本院の検査結果

北海道、九州両センターにおいて、その土地及び建物を対象に検査したところ、土地の利用状況について、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 賃借している土地の一部が有効に利用されていない事態

九州センターに係る研究施設等は、研究所の前身である旧工業技術院の九州工業技術試験所の施設等を研究所が国からの現物出資として承継したものであり、その敷地については、同試験所が佐賀県から賃借していた県有地を研究所が引き続き同県と賃貸借契約を締結して賃借しており、元年度において、71,923.42m<sup>2</sup>の土地を賃借している。

そして、平成27年1月から3月までに研究施設等3棟の解体を行うなどした結果、解体後の跡地等約18,816m<sup>2</sup>については、更地のままとなっているなどとしていて、有効に利用されておらず、また、

今後の新規の研究施設等の建設予定もないなどとしていて、賃借している土地全体における位置関係、形状等を考慮しても、当該跡地等を賃借しないこととすることが可能な状況となっていた。したがって、研究施設等の解体後、27年度当初に速やかに賃貸借契約を見直していれば、27年度から令和元年度までの間の賃借料計1億1408万円のうち、当該跡地等の面積に相当する賃借料計2984万円が節減できたと認められる。

## (2) 保有する土地の一部が有効に利用されていない事態

研究所は、その設立時に研究開発活動に必要な資産を国からの現物出資として承継し、元年度末現在、<sup>(注2)</sup>北海道センターに係る敷地面積58,546.56m<sup>2</sup>の土地(帳簿価額17億8000万円)及び研究施設等16棟(建築面積計10,337.71m<sup>2</sup>)を保有している。上記土地のうち、約15,896m<sup>2</sup>は、旧工業技術院において職員宿舎用地として使用されていたが、研究所に承継されて以降、平成14年12月までに同宿舎は解体され、その跡地のうち約4,917m<sup>2</sup>には研究施設等が建設されたことは一度もなく、更地のままとなっているなどとしていて、有効に利用されていなかった。また、上記の土地に通路を挟んで対向する土地約1,798m<sup>2</sup>についても、28年12月に研究交流支援施設が解体されて以降、更地のままとなっているなどとしていて、有効に利用されていなかった。

そして、これらの有効に利用されていなかった土地計約6,715m<sup>2</sup>(帳簿価額計2億0415万円)については、具体的な処分計画又は利用計画が策定されていない。

### (注2) 建築面積 建築物の外壁等で囲まれた部分の水平投影面積

このように、九州センターにおいて、佐賀県から賃借している土地の一部が有効に利用されていないのに賃貸借契約を見直さず、当該土地に係る賃借料を支払い続けている事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。また、北海道センターにおいて、職員宿舎等を解体した跡地の一部が有効に利用されておらず、具体的な処分計画又は利用計画が策定されないまま保有されている事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

## 3 本院が求める是正改善の処置及び要求する改善の処置

研究所において、有効に利用されていない土地の処分又は利用が図られるよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

ア 九州センターにおいて佐賀県から賃借している土地について、敷地内の研究施設等に係る取壊し予定を踏まえ、前記の約18,816m<sup>2</sup>を含めた賃借しないこととする土地を確定するとともに、速やかに同県と協議するなどして賃貸借契約の見直しに向けた計画を策定すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

イ 北海道センターにおいて有効に利用されていない土地について、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる場合には、国庫納付等の具体的な処分計画を策定し、必要があると認められる場合には、施設整備等の具体的な利用計画を策定すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

ウ 各地域センターにおける土地の利用状況を的確に把握して、有効に利用されていない土地がある場合には、具体的な処分計画又は利用計画を策定するなどの体制を整備すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)